

役員給与規程新旧対照表

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第8条 (第1項 略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には、<u>100分の62.5</u>、12月に支給する場合には、<u>100分の77.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(第1号から第4号まで 略)</p> <p>(第3項から第9項まで 略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第8条 (第1項 略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には、<u>100分の65</u>、12月に支給する場合には、<u>100分の75</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(第1号から第4号まで 略)</p> <p>(第3項から第9項まで 略)</p>
<p>(勤勉手当)</p> <p>第8条の2 (第1項 略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、第4項に規定する常勤役員の在職期間による割合(以下この条において「期間率」という。)を乗じて得た額に、その者の職務実績等を考慮して理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、常勤役員の勤勉手当基礎額に<u>100分の77.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>(第3項から第5項まで 略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第8条の2 (第1項 略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、第4項に規定する常勤役員の在職期間による割合(以下この条において「期間率」という。)を乗じて得た額に、その者の職務実績等を考慮して理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、常勤役員の勤勉手当基礎額に<u>100分の75</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>(第3項から第5項まで 略)</p>